JAたかつき営農支援事業

肥料の値段が高くて困る・・・

農業をやっていけるか心配だ・・・

組合員の皆様の営農を支援します

令和４年の農産物販売金額に応じて支援金を交付します。

支援の対象者

当組合の組合員で、令和４年に農産物販売実績があること。

【例：令和４年産米をＪＡへ出荷・野菜等を農風館へ出荷等】

支援内容

令和４年の販売金額に応じ、以下の支援金を交付します。

農産物の販売金額		支援金額
１０万円未満		１万円
１０万円以上	１００万円未満	２万円
１００万円以上	３００万円未満	６万円
３００万円以上	５００万円未満	１２万円
５００万円以上	１０００万円未満	２０万円
１０００万円以上		４０万円

肥料をはじめとする農業資材価格高騰の影響を受ける組合員で農産物販売実績のある方を対象とした販売農家経営対策支援を実施することにより組合員の営農支援を図るための制度です。

申請に必要な書類

①ＪＡたかつき営農支援金交付申請書

②令和４年の売上額を証する書類

（ＪＡへ米・野菜等（農風館）を出荷されている方は不要。

ＪＡ以外へ出荷されている方で確定申告をしている場合は令和４年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）の写し等。確定申告をしていない場合は、売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載されたもの。）

申請方法

受付期間：**令和６年１月５日～令和６年２月７日**

提 出 先：**最寄り支店又は総合営農センター（営農支援課）**

支払時期：**申請受付期間終了後、速やかに支給します。**

お問い合わせ先

ＪＡたかつき総合営農センター

営農経済部　営農支援課

ＴＥＬ：０７２-６７１-１２３４

JAたかつき

ＪＡたかつき営農支援事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、高槻市農業協同組合（以下「組合」）の組合員で、農産物の販売実績のある者を対象とした販売農家経営対策支援（以下「支援金」という。)を実施することにより組合員の営農支援を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、高槻市農業協同組合とし営農経済部営農支援課が担当する。

（事業内容）

第３条　第１条の目的を達成するため、令和４年１月１日から令和４年１２月３１日の期間に農産物販売実績がある組合員（同居家族を含む）に対し支援金を交付するものとする。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

①　販売金額が１０万円未満の場合　１万円

②　販売金額が１０万円以上１００万円未満の場合　２万円

③　販売金額が１００万円以上３００万円未満の場合　６万円

④　販売金額が３００万円以上５００万円未満の場合　１２万円

⑤　販売金額が５００万円以上１，０００万円未満の場合　２０万円

⑥　販売金額が１，０００万円以上の場合　４０万円

（申請期間）

第５条　申請期間は令和６年１月５日から令和６年２月７日までとする。

（支援金申請）

第６条　支援金の申請をする者（以下「申請者」）は、「ＪＡたかつき営農支援金交付申請書」（様式１）に必要事項を記入の上、組合へ提出する。

２　支援金申請にあたり、内容を確認するため別途組合から関係書類の提出を求める場合がある。

（支援金の支払）

第７条　支援金は組合の審査後、申請者指定の受取口座へ振込により支払うものとする。但し、支援金支払いにあたり不正な内容が含まれていた場合は、支援金の返還を求める。

（支援金の支払時期）

第８条　支援金は申請受付期間終了後、速やかに支給することとする。

（その他）

第９条　この要領に定めなきものについては、その都度代表理事組合長が決定する。

（改廃）

第１０条　この要領の改廃は代表理事組合長が行う。

附　則（令和５年１２月２５日）

この要領は、令和５年１２月２５日から施行する。